

公営住宅 入居者募集

■申込方法

生活環境課または各支所にある申込書に必要事項を記入の上、下記書類を添付しお申し込みください。

～添付書類～

- ①入居希望者全員の住民票
- ②昨年の所得がわかる書面（収入のある方全員の源泉徴収票のコピーまたは所得証明書等）

■申込締切 3月8日(金)

■その他

- ・希望者が重複した場合は、選考委員会にて入居の可否が決定されます。
- ・入居が決定した場合、町内在住の所得のある方2名の連帯保証人（1名は留萌管内の在住であれば可能です）が必要となります。

◎問い合わせ先

生活環境課管理係 ☎56-2111
(内線242・243)

鬼鹿支所 ☎57-1111

達布支所 ☎58-1111

■公営住宅

■新町団地(新町2)					
建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S55建築	2LDK (2階建)	66.8㎡	2戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	15,800円～23,500円 近傍同種家賃:29,700円(注)
■第2旭団地(旭町3)					
建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S42建築 (H1改善)	2LK (平屋建)	49.3㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	9,900円～14,800円 近傍同種家賃:27,000円(注)
②S46建築 (H5改善)	2LK (平屋建)	49.7㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	11,300円～16,800円 近傍同種家賃:32,900円(注)
■高台団地(鬼鹿港町)					
建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S59建築	3LDK (2階建)	67.6㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	16,000円～23,900円 近傍同種家賃:35,400円(注)

注) 近傍同種家賃とは、町営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ入居収入基準を超える所得となった世帯が支払うこととなる家賃の上限額です。

- ・トイレはすべて水洗化されています。
- ・家賃は家族構成や収入によって変動します。
- ・町税及び町使用料の滞納がある方は、完納の上お申し込み願います。
- ・入居資格は、現に住宅に困窮し、収入基準月額が原則として15万8千円を超えない世帯が対象となっています。(全員が60歳以上の世帯や本人が障がい者または同居者に障がい者や就学前の幼児等がいる場合は緩和されます)

■みなし特公賃住宅 ※収入超過で公営住宅に入居できない世帯のための住宅です

■高台団地(鬼鹿港町)					
建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S61建築	3LDK (2階建)	67.6㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	36,600円(定額)

※家賃は定額です。

※収入基準月額が15万8千円を超える世帯が対象です。

■町有住宅(入居資格は下記のとおりです)

■町有住宅・日本郷中教員住宅(本郷)					
建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S54建築	3LK (2階建)	72.26㎡	1戸	浴槽・風呂釜 設置済	12,200円～27,400円
■町有住宅・消防鬼鹿支署裏(鬼鹿港町)					
建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S49建築	2LDK (平屋建)	66.00㎡	2戸	浴槽・風呂釜 設置済	9,500円～20,700円

※家賃は家族構成や収入により変動します。

※建築年度が古いため、入居申請時に必ず住宅を確認の上、申請願います。

- 【入居資格】
- ①町内に住所を有する方、あるいは有することとなる方
 - ②町内で就労している方、あるいは就労することとなる方
 - ③現に住宅に困窮している方
 - ④町税及び町使用料を滞納していない方
 - ⑤住宅使用料を支払う能力のある方

上下水道係からのお知らせ

転入・転出、町内転居等の届出はお早めに

3月～4月は、転勤等による転居が多い時期になります。

引越しが決まりましたら、早めに上下水道係または各支所に直接来庁いただくか、電話により連絡願います。



上下水道料金の口座振替をご利用の方へ

水道事業では、昨年度から「口座振替領収書」の発行を廃止しています。

振替結果については、通帳記帳による確認や、毎月検針日にお渡しする「水道・下水道使用量・料金のお知らせ」下欄にあります「水道料金・下水道料金口座振替済のお知らせ」によりご確認願います。

なお、必要な方には納入証明書を発行しますので、下記までお問い合わせください。



◎問い合わせ先 生活環境課上下水道係 ☎56-2111 (内線245・246)